

## いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所

原則として競技会場とする。

### 3 設置期間

設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開催期間を変更することができる。

### 4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

### 5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

### 6 運営設備等

出店に必要な設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更することができる。

- (1) テント1張（2間×3間）横幕を含む
- (2) 長机4台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

### 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

#### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

#### (2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設」という。）において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

(5) 授産施設生産物

(6) 宅配便

(7) その他実行委員会が認めるもの

## 8 経費の負担

(1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費のうち、実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。

(3) 前号の規定に関わらず、次のアからエに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

イ 行政機関等

ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者

(4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。

(5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、この限りでない。

## 9 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者

イ 過去の国体において出展実績のある者

- ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等
- エ 授産施設
- オ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- カ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- オ 申請書提出時点において、市税等の滞納がないこと。
- カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

## 10 出店者運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、法令等の基準に従い、保健所の指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

## 11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければ

ばならない。

## 12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、本要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

## 13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保険所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

## 15 売店の円滑な運営

- (1) 実行委員会は、現地を巡回して売店の管理運営及び出店者への助言や指示を与えるものとする。
- (2) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導を、随時受け入れるものとする。

## 16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

## 17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品及び土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ごみ箱の設置等、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了すること。
- (9) 服飾は、清潔を心がけ、実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 従業員の変更、追加、削除等があった場合、直ちに実行委員会に報告すること。  
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

## 19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 20 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故等が発生したときは、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部又は関係機関に連絡し、その指示に従うものとする。

## 21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めるとき。

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

#### 附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。